

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」の一部改正について

1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」は、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収集運搬業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきました。

今般、収集運搬業審査基準を改正し、令和3(2021)年2月12日から適用することに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものです。

※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）の施行に伴い、申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削る。

2 改正内容

申請者が県に提出する申請書類について、押印を求める規定を削りました。

3 適用期日

令和3(2021)年2月12日から適用します。